

### 新たな感染症 (新型コロナウイルス感染症等)

令和2年(2020年)、新型コロナウイルス感染症等が世界的にまん延し、患者本人のみならず、家族や濃厚接触者、治療にあたる医療従事者、エッセンシャルワーカー、ワクチン未接種者など、様々な人に対する偏見や差別などの発生や、感染症に関する誤った噂やデマに基づく風評被害の発生などがあり、大きな社会問題となりました。

今後、未知の新たな感染症が発生・まん延した場合に、新型コロナウイルス感染症等まん延時と同様の人権侵害が発生しないよう、感染症に関する適切な情報の公表や正しい知識の普及、感染症患者等の人権の尊重についての教育・啓発を継続して行っていくことが必要です。

### 刑を終えた人・保護観察中の人等

刑を終えた人、保護観察中の人(仮釈放者、少年院仮退院者など)やその家族に対する偏見や差別は根強く、特に就職や住居の確保などのときに差別されることが多く、社会復帰を困難にしています。また、このことが再犯に陥る要因の一つともなっています。周囲の人々が理解を深め、地域社会の一員として円滑な社会生活を営めるよう、こうした人々やその家族に対する偏見や差別をなくしていくことが大切です。

特に、社会復帰には雇用の場の確保が重要であるため、事業所の理解を得るための啓発に努めるとともに、単独で生活を立て直すことが困難な高齢者や障害者に対しては、地域での生活を支援するため、地域生活定着支援センター<sup>\*</sup>において、福祉サービスの利用援助や相談等を行います。

<sup>\*</sup>地域生活定着支援センター

高齢または障害を有することにより、刑務所、少年刑務所、拘留所および少年院から出所・出院した後、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、保護観察所と協働して、出所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行う機関です。

### 人身取引(性的サービスや労働の強要等)

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引(トラフィッキング)は、暴力や脅迫などの手段を用いて、売春や風俗店勤務、労働などを強要される犯罪であり、基本的な人権を侵害する深刻な問題です。

国においては、2022年(令和4年)に策定された「人身取引対策行動計画2022」に基づき、人身取引の実態の把握、人身取引の防止・撲滅および被害者の保護を推進するとともに、こうした取組について広報を行い、被害に遭っていると思われる人を把握した際の通報を呼びかけるなど、関係省庁の協力による取組が進められています。私たちも人権を尊重するうえで人身取引が許されたものとして理解することが必要です。

こうした  
人権課題について  
正しい認識と  
理解を  
深めましょう!



### アイヌの人々

アイヌ<sup>\*</sup>の人々は、固有の言語や伝統的な儀式等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策などにより、今日ではその文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

アイヌの人々の民族としての誇りを尊重し、アイヌの人々に対する理解と認識を深めることが必要です。

<sup>\*</sup>「アイヌ」とは、アイヌ語で「カムイ(神々、自然)に対する「人間」という意味です。令和元年(2019年)5月、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、政府は、アイヌ施策の総合的な企画・立案・推進に取り組んでいます。

### 拉致被害者等

北朝鮮当局による日本人拉致は重大な人権侵害です。解決のためには、拉致問題に対する世論を高め、国際社会と協力していくことが必要であり、国と連携し啓発活動を実施します。

参考:「滋賀県人権施策推進計画」  
「こころやわらかく」  
(滋賀県人権施策推進課)

### 個人情報の保護

社会のデジタル化の進展により様々な分野において大量の個人情報が保有され利用されています。これらの情報は、プライバシー保護の観点から適正に利用される必要がありますが、企業や行政機関などが保有する個人情報が、不正アクセスなどにより大量に流出する事件が相次いで発生しています。こうした中、令和3年(2021年)の個人情報保護法改正では、デジタル社会の進展に対応するための官民を通じた個人情報の保護と活用の強化等が図られています。一方で、生成 AI 技術の発展により、SNS や卒業アルバムから取得した顔写真(個人情報)を生成 AI で加工し、本人の承諾なく性的な画像・動画(ディープフェイク)を作成・拡散が行われ深刻な人権侵害につながる新たな問題が発生しています。

私たち一人ひとりが、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報流出等による人権侵害の被害者にも加害者にもならないようにすることが大切です。



### ヘイトスピーチ

人種、国籍、思想など特定の属性を有する集団を貶め、差別・排斥するなどの言動であるヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねません。

平成28年(2016年)には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行され、ヘイトスピーチの解消に向けた取組の推進が図られています。

しかしながら、ヘイトスピーチは特定の民族や国籍の人々だけを対象にしたものにとどまりません。昨今、特にインターネット上において、障害のある人や被差別部落出身者、LGBT等の当事者など、様々な属性を有する人々を対象としたヘイトスピーチも増加しており、大きな社会問題となっています。

### 災害発生時の人権問題

大規模な災害は、多くの命を危険にさらし、人々の暮らしを奪い、理不尽な苦しみを強いるものです。

平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災および原子力発電所の事故によって、避難生活を強いられた高齢者、障害者、女性、乳幼児等に対する配慮が欠けていたことが問題になったほか、放射線被ばくについての風評等に基づく差別的言動等も発生しました。

また、令和6年(2024年)1月に発生した能登半島地震では、SNS上で災害に便乗した偽情報の流布や、悪質なデマの拡散等が見られました。

こうした不確かな情報に基づいて他人を不当に扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信したりする行為は、人権侵害にあたり得るだけでなく避難や救助、復興の妨げにもなりかねません。災害時においては、被災者の人権尊重の視点に立った対応・配慮などを行うことが一層必要です。

### ハラスメント

ハラスメントとは「いじめ」や「いやがらせ」を意味する言葉で、セクハラやパワハラなど相手の尊厳を傷つけたり、不利益を与えたりする言動のことを指します。

令和2年(2020年)には「労働施策推進法」や「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」が改正され、パワハラ防止対策の法制化や、セクハラ等防止対策の強化が行われました。

また、ハラスメントは職場で行われるものに止まらず、アカデミックハラスメント(アカハラ)やカスタマーハラスメント(カスハラ)など、様々なハラスメントが問題視されるようになっており、ハラスメントの解消に向けた取組を推進することが必要です。



参考：「滋賀県人権施策推進計画」  
「こころやわらかく」  
(滋賀県人権施策推進課)